

**令和7年度離職者等再就職訓練事業福祉即戦力人材養成科業務
落札者決定基準別表**

1 評価基準

評価項目	細 項 目	評価の着眼点			配点
全体の評価	提案内容の的確性	仕様書を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか。			10
		事業を効果的・効率的に実施するための提案がされているか。			10
	提案内容の実現性	実施方法等が具体的で、実現性があるか。			10
	事業への理解・知識	事業内容及び目的に関する理解・知識が十分にあるかどうか。			15
小計					45
業務実施面	業務実施体制	サービスガイドライン研修受講者を配置し、同ガイドラインに基づく職業訓練の運営ができるか。※1			7
		常勤の事務担当者を配置しているか。※1			7
		訓練定員に対して設定した最少実施人数の割合	定員の35%以下で設定	5点	5
			定員の50%以下で設定	3点	
	定員の65%以下で設定		1点		
	業務実績	過去3年間に「離職者等再就職訓練」もしくは、「求職者支援訓練」の実績がある※1			8
「離職者等再就職訓練」もしくは、「求職者支援訓練」の実績がある場合の就職実績（業務実績（就職実績）表で定める区分に応じて配点）			18		
小計					45
個別業務にかかる事項	提案項目 1 （訓練内容）	①府内の企業ニーズ、受講者ニーズを的確に把握しているか。			15
		② 訓練カリキュラムに創意工夫が見られるか。			15
		③ 仕様に定める訓練目標、仕上り像、策定ポイントに対して実現性のある訓練が実施できるか。			15
	提案項目 2 （就職支援）	① 職業訓練として適切な就職支援内容と実施体制が整えられているか。			15
		② 就職率向上に向けた具体的な取組みを計画しているか。			15
	重点項目	・ より質の高い就職となるよう、訓練カリキュラムを工夫しているか。			5
		・ 就職困難者に対する支援に工夫がなされているか。			10
		・ 訓練修了後、就職した方の継続雇用に向けた工夫がなされているか。			10
	小計				
府内企業	京都府内に、本店、支店又は営業所等を有する者であること。	府内に本店がある	10	10	
		府内に支店、営業所等がある	5		
		上記以外	2		
総合点					200

◆上記項目のうち、「府内企業」及び「価格点」については、客観的評価項目として人材育成課で採点を行い、その他の項目については、外部有識者が採点及び意見陳述を行った上で、その取りまとめ（平均点の算出等）を人材育成課で行う。

※1 評価の着眼点の内容を満たしていない場合は0点とする。

2 採択基準

採択に当たっては、総合点の高い事業者から順に採択する。
また、採択事業者が採択後に辞退した場合は、事業期間の確保や実施体制を確認した上で、不採択とした事業者のうち、総合点の高かった事業者を辞退事業者に代わり採択するものとする。

【評価方法】

◇次の基準に基づいて採点

【配点：15点】 【配点：10点】 【配点：5点】

優 れ て い る	15	10	5
やや優れている	12	8	4
普 通	9	6	3
や や 劣 る	6	4	2
劣 る	3	2	1

◇府内企業は、以下の基準により採点

【配点：10点】

本拠(本社)が京都府内に所在している。	10
業務推進の拠点(支店等)が府内に所在している。	5
本拠や事業拠点が府内にない。	2

◇価格点は、以下の基準により採点

【配点：15点】

満点（100点）×（提案価格のうち最低価格／自社の提案価格） ※小数点以下第3位を切り捨てる。	
上限価格を超過	無効

業務実績(就職実績)表

区 分		①府内で実施した同一系統訓練コースの実績がある場合	②府内で実施した別系統訓練コースの実績がある場合	③他府県で実施した訓練の実績がある場合
「離職者等再就職訓練」もしくは、「求職者支援訓練」の実績がある場合、提案現年で確定している就職率及び過去2年間の就職率の平均値	90%以上	18点	15点	12点
	85%以上90%未満		12点	9点
	80%以上85%未満			
	75%以上80%未満	15点	9点	6点
	70%以上75%未満			
	65%以上70%未満	12点	6点	3点
	60%以上65%未満	9点		
	50%以上60%未満	6点		
	50%未満	1点	-	-